

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 4 の第10号

監 査 の 対 象：令和3年度監査委員監査 都市交通局における出資団体の監理事務

所 管 所 属：都市交通局

通知を受けた日：令和4年8月23日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	中期計画及び年度計画の作成について改善を求めたもの 今回の監査において、都市交通局が、大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社（以下「両法人」という。）に対して、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」という。）に基づく中期計画及び年度計画を作成させているかを確認したところ、次のとおりとなっていた。 ・都市交通局長は、両法人が作成した中期計画の内容を、令和2年8月31日付けで総務局長に報告した。 ・総務局長が令和2年9月18日に、評価委員会に上記内容につき報告したところ、評価委員会から本市の中期目標に示された内容及び目標がほぼそのまま記載されているのみで、当該目標を具体的にどのように達成していくのかについての具体的な事業経営の内容及び各事業年度の目標が盛り込まれておらず、要綱の趣旨にのっとったものとは認められないので、遅くとも令和3年3月までに、当該趣旨にのっとった中期計画を作成するよう両法人に求めるべきであるとの意見が付された。 ・しかし、監査時点において未だに要綱の趣旨にのっとった中期計画が作成されていなかった。 ・また、評価委員会より令和3年9月1日に「中期計画の策定に今なお時間を要するのであれば、年度計画を先行して策定することも視野に入れるべきである。」との答申を受け、都市交通局は令和3年9月22日に両法人に対して、令和3年11月末を目途に年度計画を策定するよう求めているが、監査時点において未だに作成されていなかった。 [指摘事項 1] 都市交通局は、要綱の趣旨及大阪市外郭団体評価委員会からの答申等に基づいて、両法人に年度計画及びその前提となる中期計画を策定するよう強く求め、早期の策定につなげられたい。なお、両法人の性格上、要綱に基づく監理が困難である場合、要綱における両法人の外郭団体としての位置付けについて改めて検討し、その検討結果に応じて出資団体の適切な監理に必要な措置を講じられたい。	・年度計画（令和3年度分）については、令和3年9月1日付け外郭団体評価委員会答申書及び令和4年1月20日付け同委員会意見書を受け、内容を補正し、令和4年3月11日に公表した。 ・年度計画（令和4年度分）については、令和4年4月末までに両法人から提出を受け、5月19日に公表した。 ・中期計画については、Osaka Metro Groupが策定する「Osaka Metro Group 2018－2025年度中期経営計画（2025年5月改訂版）」にて業績数値を公表したことに伴い、両法人から、6月22日の取締役会を経て提出を受けた。 ・令和4年7月28日付け大阪市外郭団体評価委員会に報告し、8月5日に公表した。 ・なお、今後の事務の進め方として、本市と両法人との間で、外郭団体監理制度の趣旨の共通認識を持つことはもとより、主要日程（市会（連絡会議を含む）、外郭団体評価委員会、会社の決算・各種計画・重要事業等）の共有を徹底するとともに、これまで以上の、緊密な連携、時機を失さない情報共有、率直な意見交換と適時のフィードバックを行い、齟齬が発生しないよう万全を期していく。	措置済	令和4年8月5日